

※記載内容を修正される際は該当箇所を二重線で取り消し、記入欄余白に正しい内容を記載ください。(取消印は不要)
※ほかの自治体にもご寄附されている場合は、送付先自治体のお間違えがないようにお気を付けください。

令和 年 月 日	整理番号	
高原町長 殿	ふりがな	
住所 ※住民票の住所を記入	氏名	
	個人番号 (マイナンバー)	
電話番号	生年月日	西暦 年 大昭平令 年 月 日

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

(注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。</p> <p>(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者</p> <p>(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者</p>	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>

オンライン申請をされる方へ

ワンストップ特例申請書の返送が不要。寄附を登録し、マイナンバーカードをスマホで読み取るだけで申請が完了します。

● 詳しい手順は別紙をご確認ください ●



ふるさと納税 総合窓口
ふるまど
<https://furusado.jp/>

【書面で申請される方へ】申請をする前に下記事項をご確認ください

① 申請書の内容に誤りはないですか？ 返信用封筒に氏名・住所を記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
② 別紙「紙と郵送での申請方法」のSTEP2に記載してあるA～Cのいずれかの必要書類を揃えましたか？	<input type="checkbox"/>
③ 確定申告をされる場合は、本書面による申請をできません。 ※確定申告で控除申請された場合は、本書面による申請は無効になります。	<input type="checkbox"/>
④ 本書面による申請は、ふるさと納税をする自治体が5ヶ所以下の場合のみ申し込めます。 6ヶ所以上ふるさと納税をされた場合は確定申告の手続きをしてください。	<input type="checkbox"/>
⑤ 本書面による申請の受付期限は、寄付された翌年の1月10日です。 受付期限に間に合わない場合は税務署で確定申告をしてください。	<input type="checkbox"/>
⑥ 住民票の登録住所を寄附した翌年1月1日までに変更された場合、変更届出書の提出が必要です。 変更届出書を寄附された翌年1月10日までに提出されない場合は、税務署で確定申告をしてください。	<input type="checkbox"/>

提出期限 寄附翌年の 1月10日

申請受付No
(記入しないでください)